

# 当事者が知りたい 法的性別取扱い変更申立てQ&A

(ウェブサイト掲載用)

1

※2025年11月21日に実施した講演資料をウェブサイト掲載用に再編集したものです。

※Web(ホームページ, ブログ, SNS等)へのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

弁護士 水谷陽子（愛知県弁護士会）

# 本資料を参照する上でのご注意

- ・2025年11月現在の情報をもとにしています。
- ・この資料のデータの転載・配布はしないでください。

他の方に紹介する場合、Tnetのウェブページのリンクを紹介してください。  
情報を必要としている方へ届けるためにリンクを紹介して頂くのは大歓迎です。

- ・つまみぐいせず、資料全体の確認を。

司法判断の影響は不確定な要素もあります。また、そもそもトランスジェンダーに関しては誤った情報もSNS等で散見されます。

そのため、本資料の一部だけ読むと先入観の影響で誤解をしてしまうことがあるかもしれません。なるべく誤解が生じないように注意書きを記載したので、本資料を活用する場合には、全体（特に最初と最後の注意点）に目を通して頂くようお願いします。

- ・とはいえる、もともと全部読んでもまだわからんという部分もあると思います。そのような場合、各地の弁護士会で性的マイノリティ向けの法律相談の取り組みなども広がっているので、適切な相談窓口を活用してみてください。

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

# トピック

- ▼講演の趣旨と注意点
- ▼そもそも法的性別取扱い変更はどんな手続きなのか
- ▼近年の裁判所の判断の内容と今後への影響
- ▼自分で申立てをしたい場合の準備方法
- ▼申立てを検討している人や周囲の人（コミュニティの仲間、支援職、友人、家族たち）に知っておいてもらいたいこと

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

# 講演の趣旨と注意点

- 性的マイノリティの分野で何か新しい司法判断が出て報道されると、いつも「じゃあ自分の場合はどうなるの？」とコミュニティの仲間から相談を受けたという友人知人から問い合わせがくる。  
…法律や裁判の専門知識がないと、報道を見るだけでは他の当事者の手続きに影響があるのかどうかよくわからない。  
しかも、気軽に質問できる弁護士が身近にいない方もたくさんいる。  
→司法判断の意味を確認したい人に一斉に説明できる場をつくりたい。
- オペやホルモン治療なしでの申立てをお勧めしたいという趣旨ではない。何がその人の人生にとって良い選択かは人によって様々。  
今日するのは、選択肢や、選択にあたって考慮するといいポイントの説明。選択していくのは本人自身。

# 性別移行過程の3側面

※性別移行が複数の側面から様々な試みを通して進むという一般的な概要を整理したもの。（参照『トランスジェンダー入門』）

## 法的性別との関係

※法的性別取扱い変更をする人が、性別移行の中のどのようなタイミングでなぜ行うのかという一般的な傾向を整理したもの。

### 精神的移行

性自認についての自己認識・自己受容

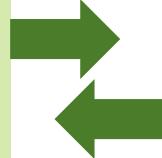


### 社会的移行

※様々な試みの積み重ねで、具体的な道のりはそれぞれ

他者との関係性の変化

- ・使用する名の変更
- ・衣服、髪型の変更
- ・カミングアウト
- ・使用スペースの変更
- ・所属する集団の変更



### 医学的移行

※選択肢や時期は人によって様々

- ・ホルモン治療
- ・内外性器手術
  - ・胸の手術
  - ・その他手術

社会生活と法的性別  
が一致しない状況  
+それによる不都合  
が次第に生じる



### 法的性別変更

不一致を解消

# 性別取扱い変更の手続きの流れ

## 【申立人】

### 家事審判申立て

申立書+資料（要件を満たすことを説明）



## 【家庭裁判所】

### 審理



### 審判（決定）

「申立人の性別の取扱いを女から男に／男から女に変更する」

## 【法務局】

### 照会

### 回答

## 【市町村】

### 新戸籍の編製

戸籍と戸籍に紐づく住民票の表記を変更  
※戸籍には、変更があった旨の記載

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

# 特例法の定める要件

## 第3条1項

- ① 18歳以上であること。
- ② 現に婚姻をしていないこと。
- ③ 現に未成年の子がいないこと。

④ 生殖腺がないこと 又は  
生殖腺の機能を永続的に欠く  
状態にあること。

⑤ その身体について  
他の性別に係る身体の性器に係る部分に  
近似する外観を備えていること。

最高裁：違憲無効判断  
→全国どこでも、この要件はな  
いものとして扱われる。

広島高裁：違憲の疑い指摘  
「性別適合手術が常に必要であ  
るとすると、違憲の疑い」  
札幌家裁など：「違憲」5件  
東京高裁：適用違憲

## 第3条2項

2名以上の医師による「性同一性障害」の診断書

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

# 司法判断を経て要件をみたすため必要なものが変化

## 4号要件（生殖機能欠如）

生殖腺がないこと 又は  
生殖腺の機能を永続的に欠く状態  
にあること。

FtMの場合 手術 or 閉経

MtFの場合 手術

最高裁：違憲無効判断  
=全国どこでも無効

→ いずれも不要

## 5号要件（外性器類似）

その身体について他の性別に係る  
身体の性器に係る部分に近似する  
外観を備えていること。

FtMの場合 手術 or ホルモン投与

MtFの場合 手術

→ FtM,MtFいずれも

手術 or ホルモン投与

or 違憲であると主張する

→ 広島高裁：違憲の疑い指摘

複数の家裁：違憲

東京高裁：適用違憲

「MtFは手術が必須」ではない傾向

# 法律的な処理の違いはある

## ▼広島高裁決定

- ・違憲の疑いを指摘しつつ、合憲であることを前提に解釈
- ・女性ホルモン投与により変化がみられることをもって要件に該当するとした

## ▼札幌家庭裁判所決定

- ・法令違憲で無効  
申立人の具体的な事情ではなく、一般論として憲法に違反し無効と評価
- ・無効なので、要件に該当する事実関係は不要

## ▼東京高裁決定

- ・適用違憲（申立人に対する適用は違憲）  
申立人の具体的な事情次第で、一律的に適用するのは憲法に違反する場合があるという評価
- ・約27年間ホルモン療法を続けても外観に変化がなかった申立人にまで適用するのは違憲なので、この申立人については外観要件を満たす必要がない

# 今後の判断のパターン予測

## ▼外性器について性別適合手術を受けた人

- ・医師の意見書で「性別適合手術を受けたので外観が移行後の性別に近似している」という内容の診断を記載してもらう。

→要件に該当すると判断（これは従前どおり）

## ▼ホルモン治療により、外性器に変化があった人

- ・医師の意見書で「ホルモン投与により外性器が変化した」という内容の診断を得る。

→F t Mは以前から要件に該当すると判断

今後、M t Fも要件に該当すると判断される可能性が高い

## ▼ホルモン治療をしても変化がなかった人、ホルモン治療していない人

→裁判所は、適用違憲か法令違憲のいずれかの判断をして要件に該当していなくても申立てを認めると判断する可能性が高い

外性器の手術をしていなくても申立てが認められる傾向になる可能性が高い。

※憲法違反と判断されると予測できる理由は、最高裁が4号要件を無効と判断した理由が5号要件にも同様にあてはまるため。ただし、最終的には個別の裁判官の判断によるので、確実ではないことにご注意を。

# 最高裁で一律的な判断はしないのか？

- そもそも、家庭裁判所で申立てが認められず、その後に高等裁判所でも認められなかつた事案だけが最高裁にかかる。
- もし2025年の札幌家裁・東京高裁の決定の報道前に既に最高裁にかかっている事案があれば、その事案については最高裁の判断が出る。（非公開の手続きのため、有無は不明）

そうでない場合、今後、5号要件だけが性別取扱い変更のハードルになつた人は、家裁か高裁のいずれかでは認められる可能性が高い。そのため、最高裁が審理を担当する事案が生じず、最高裁が判断を出す機会がない…という可能性が高い。

- 立法での整理がされない限り、法的な処理は裁判所や申立人の状況によって様々という状況が続くと思われる。

# 司法判断によって生まれた選択肢

- ・健康状態や生活状況などの理由から性別適合手術やホルモン治療ができないかった人にも法的性別取扱い変更の可能性が広がった。

- ・性別適合手術を受けたいと希望している人にとっても…

「先に法律上の性別を変更して、その後で手術の予定を組む」という選択肢が生まれた。

例）「性自認に沿った社会生活をしながら就職活動をして正規で就職し、手術のための費用を貯めやすくしてから、オペの予定を組む」という進み方が可能。

「健康上、先に他の疾患の治療を優先しなければならない」「長期休みを取りづらい仕事をしていて手術に踏み切れない」という事情のある人にも。

（他の人にも大事な選択肢を広げた司法判断を積み重ねた裁判当事者の皆さん、弁護士をはじめ当事者をサポートされた皆さん、ありがとうございます。）

# 自分で申立てをするときの準備

- ・まず、裁判所ウェブサイトの「性別の取扱いの変更」ページで最新の案内を確認

[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_kazi/kazi\\_06\\_23/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_23/index.html)

- ・必要な書類は大きく分けて以下の3つ

## ①申立書

※裁判所ウェブサイトで書式と参考記入例をダウンロード可能  
「申立ての理由」欄で、要件を満たしている事情を記載する。

## ②戸籍謄本

## ③医師の診断書

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

# ①申立書－「申立ての理由」欄のポイント

- ・特例法2条による定義

「性同一性障害者」とは、

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者

…自分はこれに当てはまっているよ！という説明になる事情を記載する。

## 【持続的な確信】

- ・性別違和を感じ始めた時期や、性自認の認識、それが一貫していること

## 【身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思】

- ・医療的な性別移行をしている場合は、その時期と内容。
- ・社会的に性別移行している状況（使用している名前、服装、学校・職場での生活で他者からどのような性別認識をされているか等、時期や具体的なエピソード）

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

# 5号要件の該当性に不安がある、該当しないとき

## ▼ホルモン治療をしている場合

- ・ホルモン治療をいつから何年間継続しているのか、どこのクリニックでどの程度の頻度でホルモン投与をしているのか
- ・それにより外性器の外観の変化があったか、なかつたか

## ▼ホルモン治療をしていない場合

- ・できない／しない事情の説明

## ■共通

- ・既に移行後の性別で暮らしているのに法的性別が一致しないことで、どのような精神的苦痛や社会生活上の不便が生じているのか。具体的なエピソード。
- ・「5号要件について、既に裁判例があるように、手術やホルモン治療が必要であると解釈すると憲法違反です。少なくとも、上記の事情のある私の場合にまで適用するのは憲法違反です。」

（ホルモンによる変化がある場合）「5号要件の適用があるとしても、私の場合には外性器に変化があるので要件を満たしています。」

# 作成作業の進め方

- ・申立書の「申立ての理由」欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙をつける方法でもOK
- ・全部パソコン作成でも、別紙のみパソコン作成でもOK
- ・生活の様子がわかる写真や、社会生活上の性別と法的性別取扱いが一致しなくて困ったときの状況がわかる資料のコピーなどを添えてもいい。  
その場合は、資料右上に「資料1」「資料2」など番号をふる。  
何の資料かわかるように、文章の中で説明する。
- ・原本を提出すると変換されません。コピーの提出でOKです。  
裁判所から「原本を確認したい」と連絡を受けたら原本を持参してください。
- ・弁護士に相談したいとき…自分で作成した文章を裁判所に提出する前に弁護士に相談して、直すべき点がないか聞いてみる方法もある。  
手続きすべてを代理人として依頼するよりも、費用は安く済む。

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

## ②戸籍謄本

- ・出生から現在までのものをそろえる。
- ・分籍、転籍、養子縁組、婚姻、離婚などで出生から現在までの間に移動がある場合には、すべてそろえる。
- ・本人が窓口で戸籍謄本をとる場合には、本籍地以外の役所でも取得できるようになりました。本籍地で取得する場合よりも時間がかかるようです。  
詳しくはお住まいの役所のウェブサイトなどでご確認を。

- ・戸籍謄本も、原本でなくコピー提出でいいという運用をしている家庭裁判所もある。家庭裁判所によって運用が違うので要確認。

コピー提出でいいという裁判所の場合にも、ホッチキスを外さないまま全ページをコピーをする、A4サイズでコピーする等の条件があるので、申立てをする家庭裁判所に問い合わせて運用状況を確認。

コピー提出の場合も、原本の確認を求められることがありますので、原本は保管しておく。

### ③医師の診断書

- もし医師から「診断書の書式は患者から出して欲しい」と言わされたら…裁判所ウェブサイトにリンクのある厚労省ホームページで、参考書式をダウンロードできる。
- 医療者の中には、司法判断について今後の他の事案への影響を把握できておらず、外性器の手術を受けていない方から診断書を求められた場合の対応に戸惑うことがある。

…「5号要件について新しい司法判断が出ているので、同じ判断を求める申し立てにチャレンジしてみたい」という意向や、「外性器については、診察した結果変化がないと判断したのであれば変化がないという記載でいい」、「外性器に関しては、空欄にするか、診察していないので不明という記載でいい」と説明して、趣旨を伝えるコミュニケーションを。

この資料を見て説明するなど、活用してください。

- 診断書も、裁判所にコピーの提出でOK

裁判所から「原本を確認したい」と連絡が来た場合には原本を見せる。

申立てが認められなかった場合に、また同じ診断書を使う可能性もある。原本は大事に保管。

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

# もし家裁で認められなかつたら...

## 【高等裁判所にさらなる審理を求みたい】

- ・家庭裁判所の審判を受け取ってから2週間以内に、「即時抗告状」を提出。  
「家事審判 即時抗告」で検索して、裁判所ウェブサイトの該当ページを確認すると、書式などがダウンロード可能。
- ・「抗告理由は追って主張する」と書いておいて、後から「抗告理由書」として家裁決定の内容がおかしいので審理しなおして欲しいという主張の内容を記載して提出する。

抗告理由書の作成以降の手続きから弁護士に代理人を依頼するという選択肢も。

※その場合、時間の関係で抗告状の提出だけは先に自分で行う必要があるかもしれない。期限に気を付けて対応を

## 【医療的移行を進めてから再度申立てをしたい】

- ・いづれはホルモン治療や性別適合手術を希望しているという場合、  
その医療ケアを経てから再度申立てをすることも可能。

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。

# 知っておいて欲しいこと

## ▼申立てを検討している本人や、本人から相談を受けた人へ

・法的性別取扱い変更をすることが（あるいは、急ぐことが）必ずしも本人の生活にとってベターな選択とは限らない。

### ・急いだ場合に生じるリスク

「性自認」と「法的性別取扱い」は一致しているが、「社会生活上で他者から認識される（それがちな）性別」はそれらと一致しないという状況も生じかねない。

公的書類による本人確認の場面で混乱が生じたり、説明をするために意に沿わないカミングアウトをせざるをえないなど、本人にとって困難が増す場面もありうる。

本人の生活状況や意向によっては、解消される困りごと以上に、折り合いをつけることが難しい困りごとが生じる可能性もある。

・折り合いをつけやすいものとつけにくいものは人によって異なる。生活環境や、周囲のサポートの有無などによっても異なる。

今の生活やこれから希望する生き方にとって、生活のハードルになっているのは何か、法的性別変更をすることで解消が期待できる困りごと、新たに生じかねない困りごとなどを考慮して、ベターな選択肢を探ってみてほしい。

# 知つておいて欲しいこと

▼トランス当事者とともにこの社会を生きるすべての人たちへ

- ・「オペしなくても法的性別変更できるようになったから、みんなそうする」わけではない。

社会的な性別移行をした生活環境が落ち着いてから手続きしたい人や、親が戸籍から性別変更に気づいてしまうのを避けたい人、ノンバイナリーで男女の二元論そのものがしつくりこない人もいる。どのタイミングでどの選択をするのか人によって様々だし、本人はとても葛藤しているかも。

- ・「オペやホルモンしなくても法的性別変更できるようになったから、体に負担のかかる治療は受けなくてもいいじゃん」でもない。

医療上の性別移行手段を取らずに自分の身体と折り合いをつけることができるかは全く別の話。どのような医療ケアが必要になるかも人によって異なる。

医療機関の少なさや費用の高額さから求める医療ケアを受けられない／受けるために負担が甚大、という社会的な課題も解決していない。

# 参考情報

- ・弁護士への相談について

全国の複数の弁護士会が、性的マイノリティ向けの無料法律相談を実施しています。日弁連のウェブサイトで集約した情報が紹介されています。相談先を探す際にご活用ください。

[https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_advice/search/other/lgbtq.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/other/lgbtq.html)

※Webへのアップロード・転載やデータ・印刷物の配布はしないでください。